

埼玉県ダンススポーツ連盟細則

20230401改正

第1条 本細則は、埼玉県ダンススポーツ連盟（以下、本連盟）の規約を補足する目的で定める。

第2条 本連盟の加盟団体は、規約第6条による。ただし、JDSF認定サークル単体加盟（以下単一サークルという）は暫定的に認めるが、市町村の連合体組織を原則とする。

なお政令指定都市にあっては、旧行政区または都市区ごとで連合体等を組織する団体はそれぞれ別の団体とみなす事ができる。

第3条 本連盟運営のために、各加盟団体は次の年会費を納めるものとする。

(1) 市町村の各サークルを統括する連合体組織等は、年額10,000円。

(2) サークル単体の加盟団体は、年額5,000円。

第4条 本連盟の各加盟団体に所属する会員の会費は、下記のとおりとする。

(1) 一般会員登録費は、JDSF会員登録費500円を含み900円とし、年始めに納入する。

(2) 選手会員登録費は、JDSF会員登録費500円を含み1,500円とし、年始めに納入する。

(3) 埼玉DSCに所属する会員の会費及び納入方法は、JDSFの決定に従う。

(4) JDSF選手登録料は、JDSF定款の規定に従い別に納入するものとする。

以上の事については、別表1に簡記する。

第5条 本連盟の組織図は、別図1及び別図2とし、組織業務表は別表2とする。

構成の内容等は、理事会の承認を経て決定する。

第6条 本連盟規約第3条の支部構成は、別表3の「支部構成表」によることとし、構成の内容等は、理事会の承認を経て決定する。

また各支部は、その構成員の中から支部長・副支部長を選出し、この支部長を支部代表とする。

第7条 本連盟の役員は、加盟団体の代表者から選出することとし、加盟団体の代表者は次により選出する。ただし、加盟団体数の増減により、選出数も増減するものとする。

(1) 市町村の各サークルを統括する連合体組織等は、理事2名（うち常任理事1名）。

(2) サークル単体の加盟団体は、理事1名。

(3) 埼玉DSCは、理事20名（うち常任理事10名）以内。

第8条 本連盟の運営にあたり、規約第4章の役員について補足をする。

本連盟に次の役員を置く。

(1) 常任理事 20名以上35名(会長1名、副会長3名以内、理事長1名、事務局長1名、副理事長2名、会計理事1名を含む)以内。

(2) 支部長 各支部1名（各支部内の互選による選出）とし、それぞれの支部における活動を統括し県連盟との連絡及び協調をとる。

(3) 部長 12名以内とし、理事会の承認を経て選任する。また、その職務は、担当専門役職に従い業務を遂行する。

(4) 理事の内、事務局長以上の役員に選任された場合は、その者の補充をすることができる。この場合、年会費の金額は、増額変更しないものとする。

(5) 規約第19条における会長及び理事長を代行する副長の順序は、理事会の承認を得た名簿順とする。

(6) 総会における代議員の選出は、各加盟団体からの選出理事数と同数とし、出席させる。

(7) 埼玉DSCの総会における代議員の選出数は、内規による。

第9条 本連盟の運営にあたり、規約第6章の会議について補足をする。

また、各会議の構成は、別表4のとおりとし、各役職については、別表5のとおり。

(1) 総会及び臨時総会：規約のとおり。

(2) 常任理事会：正副会長・理事長・事務局長・副理事長・会計理事・常任理事・支部長・本部長をもって充て、会長が招集する。（支部長が欠席の場合は、副支部長が出席する）

(3) 執行部会：正副会長、理事長、事務局長をもって充て、各事業の執行について、意見調整をする事とし、会長が招集して開催する。

(4) 運営委員会：会長、副会長、理事長、事務局長、副理事長、会計理事、支部長及び幅支部長をもって構成し、県業務遂行上の企画、立案、調整等を行う事とし、理事会開催前に会長が招集して開催する。必要により、部長を出席させることが出来る。（支部長及び副支部長のいずれも欠席の場合は、支部内の理事1名が出席する）

(5) 支部長連絡会：地域本部長・支部長・副支部長並びに必要により正副会長・理事長・事務局長・副理事長・会計理事をもって充て、地域本部長が招集する。

(6) 支部会議：各支部において県の理事会・常任理事会における検討事項、連絡事項等及び支部運営に関わる会議を行い、支部長がこれを招集する。その他、次による。

(ア) 支部会議の運営は、支部の経費による。

(イ) 年度始めに事業報告・決算書及び事業計画・予算案を提出すること。

(7) 専門部会：各部長が業務を運営し必要に応じて部員を招集して開催する。その他、次による。

(ア) 必要により本部長、会長、副会長、理事長、事務局長、副理事長、会計理事等の出席を要請する事が出来る。

(イ) 専門部会の開催については、事前に会長の承諾を得ることとする。（事務局長経由）

(ウ) 専門部会の議長は、それぞれの長がこれにあたる。

(エ) 専門部会の経費は、県会議費規程により支出するが、支出科目ごとに常識的な額の範囲内に納めることとする。

(オ) 年度始めに事業報告及び事業計画・予算案を提出すること。

第10条 各支部における活動経費については、各支部内の加盟費・参加費・事業費・事業収入等をもって充てる。

第11条 本連盟は、次により役員及び名誉役員に対する慶弔見舞金を定め支給する。

(1) 役員-----会長、副会長、理事長、事務局長、副理事長、会計理事、監事、-
支部長

(2) 名誉役員-----名誉会長、名誉会員、顧問、相談役

(3) 慶弔見舞金の種類---疾病等見舞金、香典等

(4) 支給範囲及び金額---別表6のとおり。

第12条 本連盟の支部運営については、別に定める規程に基づき運営するものとする。

第13条 本連盟は、次に定める本連盟の発展に尽力し功績の有った者に対し表彰する。

(1) 本連盟の活動に際し顕著な累積功労があった者。

(2) 全日本大会、日本ブロック大会等の全国的な大会において顕著な成績を収め埼玉県の名を高めたチーム、団体、個人。

(3) その他

付則 1 本細則は、平成11年4月1日よりこれを施行する。

2 平成13年4月1日 一部改正。

3 平成14年4月1日 一部改正。

4 平成15年4月1日 一部改正。

5 平成16年4月1日 一部改正。

6 平成17年4月1日 一部改正。

7 平成19年4月1日 一部改正。

8 平成21年4月1日 一部改正。

9 平成24年4月1日 一部改正。

10 平成27年4月1日 一部改正。

DSC会費決定、及びJDSF会費値上げ予定に伴い次の、第4条(2)（ただしDSCの会費決定までの暫定期間として、総額900円とする。）を（ただしJDSFの会費決定までの暫定期間として、総額1300円とする。）にし別表1の暫定期間を修正する。

規約に第57条（慶弔費）を追加し、関連項目（第9条(4)、第11条、別表6）を修正する。

11 2022年4月1日 一部改正。（JDSF本部からの指示事項追加及び改変）

12 2023年4月1日 一部改正。（運営員会構成員について変更）

別図1 県組織図

別添えのとおり。

別図2 県組織図詳細

別添えのとおり。

別表1 会員の年会費等簡記表

	一般会員	選手会員	備考
埼玉県会員年会費	4 0 0 円	1,0 0 0 円	
JDSF会員登録料	5 0 0 円	5 0 0 円	
計	9 0 0 円	1,5 0 0 円	細則上の会費
JDSF選手登録料		3,5 0 0 円	
合 計	9 0 0 円	5,0 0 0 円	

別表2 県組織構成表

別添えのとおり。

別表3 支部構成表

別添えのとおり。

別表4 会議構成表

別添えのとおり。

別表5 役職表

別添えのとおり。

別表6 慶弔見舞金支給表

	運営委員会構成員（会長、副会長、理事長、事務局長、副理事長、会計理事、支部長、監事）	名 誉 役 員
本人の疾病等による入院が30日以上	1 0 , 0 0 0 円	その都度定める
本人の死亡	1 0 , 0 0 0 円（※）	その都度定める

※ ただし、弔電、生花代等は別途とする。